

日本政治法律学会年報誌『日本政治法律研究』投稿規定二の⑤に関する内規

年報誌編集委員会

第一条 この内規は、日本政治法律学会年報誌『日本政治法律研究』投稿規定二の⑤に関して、組版に掛かる費用の徴収の要否についての細則を定めることを目的とする。

第二条 日本政治法律学会年報誌『日本政治法律研究』投稿規定二の⑤に規定する言語以外の言語を使用している依頼原稿及び投稿原稿（以下、双方を論文等と呼称する）について、費用の徴収の要否は、年報誌編集委員会の議を経て、年報編集委員会委員長が決定する。

第三条 日本政治法律学会年報誌『日本政治法律研究』投稿規定二の⑤に規定する言語以外の言語を使用している論文等が年報誌編集委員会に提出され、費用の徴収が必要とする決定がなされた場合、年報編集委員会委員長は、当該論文等が提出されてから十日以内に、論文等の提出者に費用の振込先及び期日について連絡する。なお、期日までに費用の振込が行われなかった場合、当該論文等は、これを受理しない。

第四条 論文等が受理された後、査読の結果もしくは著者校正等による修正によって、当該論文等に対して日本政治法律学会年報誌『日本政治法律研究』投稿規定二の⑤に規定する言語以外の言語を使用することに伴う費用の徴収を必要とする決定がなされた場合、年報編集委員会委員長は、速やかに論文等の提出者に費用の振込先及び期日について連絡する。なお、期日までに費用の振込が行われなかった場合、当該論文等は、形式不備として提出者に差し戻し、年報誌に掲載しないこととする。

第五条 日本政治法律学会年報誌『日本政治法律研究』投稿規定二の⑤に規定する言語以外の言語を使用している論文等が年報誌編集委員会に提出され、その際に、日本政治法律学会年報誌『日本政治法律研究』投稿規定二の⑤に規定する言語以外の言語を使用していることを年報編集委員会に対して申告がなされていない場合に於いては、年報誌編集委員会の議を経ることなく、費用の徴収が必要な場合と見做される。

付則

本内規は二〇二一年十月一日より施行する。